リレー随筆

～自転車のススメ～

リレー随筆ということで、今号を担当させていただく全倉運の林と申します。教宣委員会の中では最年少なのですが、なかなか中年太りが進行していまして…。

今号では、ダイエットのために数年前より始めた自転車について紹介させていただきます。

私が乗っている自転車はクロスバイクといって、自転車競技で使うロードバイクより安価（5～10万程度）なスポーツバイクになります。車重はロードバイクと比較して重くなりスピードは落ちますが、その分丈夫になるため、少々ラフな道でも乗れるのが特徴です。

私が自転車を気に入っている点は長距離を自分のペースでゆっくり走れる点です。40～50㎞は軽く走れ、アワイチ（淡路島一周約150㎞）、ビワイチ（琵琶湖一周約200㎞！）なんて言葉もあり、一日で走破すると認定証がもらえます。私はそのどちらも未だに挑戦できていませんが、しまなみ街道（片道約70㎞）は一度、走破しました。橋にはそれぞれ原付と自転車専用の道路があり、コンテナ船を足元に眺めながら走るのは壮観でした。

最近は鶴見川沿いに源流（町田と八王子の間）までさかのぼるコースが気に入っています。源流あたりまでいくとこどもが虫取り網をもって歩くような田舎の風景が広がっていて、都会から田舎へ風景が移り変わる様を肌で感じながら走るのは爽快です。

子供から高齢者までマイペースで走れる自転車をみなさんも始めてみてはいかがでしょうか？ただし、マイペースでゆっくり走っているだけでは、ダイエットの効果は私のケースを見る限り、あまり期待できないのかも知れません…。

各単組定期大会予定

単組名	日程	名称	開催場所
全港湾	9月6日～7日	第88回定期全国大会	豊橋 シーパレス
日港労連	9月6日～7日	第65回定期大会	仙台市 ホテル ニュー水戸屋
検数労連	9月8日～9日	第49回定期全国大会	豊橋 シーパレス
検定労連	9月20日～ 22日	第45回定期大会	豊橋 シーパレス
全倉運	9月4日～ 5日	第72回定期大会	豊橋 シーパレス
大港労組	10月6日	第65回定期大会	大阪港湾労働者福祉センター

労働関係調整法講座 ⑦

第三章「調停」㊦

前号に続き「調停」の内容です（二一～二八条）。

○調停委員は、公、労、使を代表する労働委員又は特別調整委員の中から、労働委員会の会長が指名することになっています。なお、中央労働委員会の調停委員は、いずれも公、労、使を代表する「一般企業担当委員」の中から指名されます。

また、特定独立行政法人とその職員との間に発生した紛争は、地方調整委員（前号参照）の中から、調停委員が指名されます（二二条一～二項）。

○調停委員会には、公益代表委員の中から調停委員会による選挙によって委員長が置かれます（二二条）。

○調停委員会は、委員長が招集し、出席者の過半数で審議されます。また、労、使代表委員の出席がなければ、会議を開くことはできないとされています（二三条一～二項）。

○調停委員会は、期日を定めて、当事者の出頭を求め、その意見を聞かなくてはなりません（二四条）。なお、当事者への出頭命令、臨検（立入）等については労働組合法（二三条）が適用され、拒むと罰則があります。

○調停委員会は「調停」に当事者、参考人以外の出席を禁止することができます（二五条）。

○調停委員会は、調停案を作成して、これを当事者に示し、その受諾を勧告するとともに、その調停案は理由をそえて公表することができます。その際に必要な場合には、新聞等への協力を請求することができます。

調停案は「調停」の申請、請求の日から一五日以内に作成し、当事者には一〇日以内にその受諾を勧告します（施行令）。

なお、調停案が当事者の双方により受諾された後に、調停案の解釈又は履行について意見の不一致が生じたときは、調停委員会にその見解を明示する申請を行うことになっています。

その際には、申請日から一五日以内に、当事者に対して、申請事項についての見解を示す必要があります。また、関係当事者は、調停委員会の見解が示されるまでは、当該調停案に関する争議行為（一五日間）を行うことはできないとされています（二六条一～四項）。

○公益事業に関する「調停」は、迅速な処理のため、優先的な取扱いがされます（二七条）。

○この章の規定は、労働争議の当事者が、双方の合意又は労働協約の定めにより、別の調停方法によって事件の解決を図ることを妨げないとしています（二八条）。

次号は、第四章「仲裁」（二九～三五条）です。